



内閣府 行発(原稿作成 国立印刷局)

〔その他の件〕

- 特定水産資源（ハマボウハ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7年管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産（八三五））
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛（六六・一六七））
- 都市計画に関する件（関東地方整備局（四一）～（四四））
- 道路に関する件（九州地方整備局（一一一））
- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（（一一九八））
- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行期日は、令和八年一月十五日とする。
- 令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令（（一二九九））
- 令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（（一二九九））
- 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（（四〇〇））
- 〔法規的告知〕
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十一条の規定に基づき、令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害に關し定める件（（経済産業（一七四）））

〔政令〕

〔内閣 法務省〕

〔人事異動〕

〔国会事項〕

〔内閣 法務省〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔面接報知〕

〔日本国に帰化を許可する件（法務省告示（五））〕

〔公報〕

〔裁判所 諸事項〕

〔裁判所 相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係件（（経済産業（一七四）））〕

本号で公布された 法令のあらまし

2 施行期日等
(1) この政令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。（附則第一項関係）

◇民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（（一二九九））

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行期日は、令和八年一月十五日とする。

◇令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令（（一二九九））

（内閣府本府）

1 令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（（一二九九））

2 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

(1) 東京都八丈町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の賄政援助及び小災害賠償に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(2) 東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3 この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（（一二九九））

1 裁決の公示の方法による送達の電子化

憲戒処分等の審査請求に対する裁決の公示の方法による送達について、現行の防衛省の掲示場に掲示して行うことと加え、一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置により行うことを定める。（（一二九九））

(2) この政令の施行に伴い必要となる経過措置について定める。（附則第二項関係）

政令

民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月三日

政令第三百九十八号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日は、令和八年一月十五日とする。

内閣総理大臣 高市 早苗

法務大臣 平口 洋
内閣総理大臣 高市 早苗

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百九十九号

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
口 東京都青ヶ島村	法第三条、第四条、第十二条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
イ 東京都八丈町	法第十二条に規定する措置

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令
内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第三項中「旨を」の下に「防衛省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示してする」を「掲示し、又はその旨を防衛省の事務所に設置した電子計算機の映像面上に表示したもの」の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う」に、「その掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための「デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この政令による改正後の第八十一条第三項の規定は、この政令の施行の日以後にする公示の方法による送達について適用し、同日前にした公示の方法による送達については、なお従前の例による。

備考 上欄の暴風雨とは、令和七年台風第二十二号及び同年台風第二十三号によるものをいう。

内閣総理大臣 高市 早苗

防衛大臣 小泉進次郎

○經濟産業省告示第百七十四号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定に基づき、令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害に關し、次のように定めたので、告示する。

令和七年十一月三日 経済産業大臣 赤澤 亮正

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害に關し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、令和八年六月一日とする。

○その他告示

○農林水産省告示第百八百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十七日農林水産省告示第百三十五号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）に対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一 くろまぐろ（小型魚）	第一 くろまぐろ（小型魚）
一 漁獲可能量（法第十五条第一項第1号関係）	一 漁獲可能量（法第十五条第一項第1号関係）
4,227.0トン	4,397.5トン
二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第2号関係）	二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第2号関係）
法第十五条第一項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第十五条第一項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県 都道府県別漁獲可能量	都道府県 都道府県別漁獲可能量
北海道 164.4	北海道 174.4
青森県 347.7	青森県 350.4

岩手県	109.6
宮城県	63.8
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	13.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2

岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	129.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2

福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	921.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

10,129.4トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

福岡県	17.6
佐賀県	15.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	939.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,879.3トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	68.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	549.9
青森県	780.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	63.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0

山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	409.8
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項 第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位: トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管 理区分)	<u>3,032.1</u>
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う区分)	2,027.2
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7

山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	25.8
長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項 第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位: トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分)	<u>2,877.1</u>
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う区分)	2,027.2
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7

実施艦 その他	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	16.0	実施艦 その他	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	16.0
	二 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	1,141.1		二 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	1,141.1
日 時	令和七年十二月三日	防衛大臣 小泉進次郎	日 時	令和七年十二月三日	防衛大臣 小泉進次郎
	令和七年十二月八日（予備、同月九日及 び同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇ま で	〇八〇〇から一七〇〇ま で		令和七年十二月八日（予備、同月九日及 び同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇ま で	〇八〇〇から一七〇〇ま で
区 域	豊後水道南方の次の(ア)から(シ)まで 点を順次結んだ線並びに(ア)及び(シ)の二地 点を結んだ線により囲まれる海面並びに その上空で海面から高度一五、二四〇 メートル以下までの間	六 地 点	区 域	五島列島南方の次の経緯度線により囲 まれる海面及びその上空で海面から高度一 五、二四〇メートル以下までの間	五島列島南方の次の経緯度線により囲 まれる海面及びその上空で海面から高度一 五、二四〇メートル以下までの間
	(ア) 北緯三三度〇一分四三秒 (イ) 東経一三三度三七分五一秒 (ウ) 北緯三三度〇九分一三秒 (エ) 東経一三三度五九分五一秒 (オ) 北緯三三一度四八分一三秒 (エ) 東経一三三度五九分五一秒 (カ) 北緯三三度二一分一三秒 (エ) 東経一三三度二九分五一秒 (キ) 北緯三三一度四二分一三秒 (エ) 東経一三三度二九分五一秒 (ク) 北緯三三一度一八分一三秒 (エ) 東経一三三度三七分五一秒	六 地 点		(ア) 北緯三三一度二〇分一二秒 (ウ) 東経一二八度四五分五二秒 (エ) 東経一二九度〇九分五二秒	五島列島南方の次の経緯度線により囲 まれる海面及びその上空で海面から高度一 五、二四〇メートル以下までの間
その 他	一 自衛艦十隻	自衛艦十隻	その 他	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	自衛艦九隻
	二 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	自衛艦九隻		二 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	自衛艦九隻

○関東地方整備局告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月三日

一 施行者の名称 瑞玉県

二 都市計画事業の種類及び名称 羽生都市計画道路事業三・四・八号北部幹線

三 事業施行期間 自令和七年十二月三日至令和十七年三月三十一日

関東地方整備局長 橋本 雅道

四 収用の部分 瑞玉県羽生市大字稻子字塚原、大字尾崎字塚原並びに大字藤井上組字西及び字鶴指地内 使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月三日

一 施行者の名称 瑞玉県

二 都市計画事業の種類及び名称 水戸・勝田都市計画道路事業三・三・二号中大野中河内線及び三・五・十七号水戸駅赤塚線

三 事業施行期間 自令和七年十二月三日至令和十七年三月三十一日

四 事業地 収用の部分 茨城県水戸市西原二丁目、西原三丁目、新原二丁目、曙町、袴塚二丁目及び袴塚三丁目地内 使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月三日

一 施行者の名称 茨城県

二 都市計画事業の種類及び名称 土浦・阿見都市計画道路事業三・二・四十四号阿見小池線

三 事業地 収用の部分 茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶴野、字大塚及び字北古辺内 使用の部分 茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷字北古辺内

○九州地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月三日

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三号

三 区間 後別変更前

四 敷地の幅員 延長備考

五 道路の区域 三号

六 長瀬郡八女市新代字前 A

七 立花町下辺春字三ノ瀬一八一番

八 C

九 B

十 A

十一 B

十二 C

十三 D

十四 E

十五 F

十六 G

十七 H

十八 I

十九 J

二十 K

二十一 L

二十二 M

二十三 N

二十四 O

二十四 P

二十四 Q

二十四 R

二十四 S

二十四 T

二十四 U

二十四 V

二十四 W

二十四 X

二十四 Y

二十四 Z

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

二十四 UU

二十四 VV

二十四 WW

二十四 XX

二十四 YY

二十四 ZZ

二十四 AA

二十四 BB

二十四 CC

二十四 DD

二十四 EE

二十四 FF

二十四 GG

二十四 HH

二十四 II

二十四 JJ

二十四 KK

二十四 LL

二十四 MM

二十四 NN

二十四 OO

二十四 PP

二十四 QQ

二十四 RR

二十四 SS

二十四 TT

人事異動

叙位・叙勳

皇室事項

御弔電及び御答電

村山富市元内閣総理大臣の逝去に際し、次の各國元首から天皇陛下へ御弔電を寄せられ、これに對しそれぞれ御答電を発せられた。

カタール首長殿下

クウェート首長殿下

東ティモール大統領閣下

御祝電

天皇陛下は、ボリビア大統領ロドリゴ・バス・ペレイラ閣下の大統領就任につき、十一月二十一日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ラオスの建国記念日につき、十一月一日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、アラブ首長国連邦の国祭日につき、十一月一日同国大統領ムハマド・ビン・サルマト・アブド・ラハマーン閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から十月二十二日サハビア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十七日御答信があつた。

御答電

天皇陛下から十月二日大韓民国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十七日御答電があつた。

官庁報告

法務省告示配第百五十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年十一月三日 法務大臣 平口 洋

住所 大阪府高槻市

チャン・ヌー・チュック・ドアン 平成3年11月18日生

住所 大阪府大東市

ファム・ティ・トゥー・トゥイ 平成4年12月15日生

住所 東京都葛飾区

グエン・ベト・トゥ 平成6年10月11日生

住所 横浜市泉区

アリーフェロワ・マリーナ・アレクセエブナ 昭和56年1月19日生

住所 横浜市泉区
マカロワ・ユリア・アレクセイエヴナ 平成9年9月12日生
住所 東京都江戸川区
スンダル・バラル 平成2年8月26日生
セラフィヨナ・バラル 令和3年1月8日生
住所 東京都江戸川区
ステフィ・バラル 令和6年11月25日生
住所 東京都港区
ラファエル・ヒロ・スズキ 昭和60年2月23日生
住所 東京都足立区
區形容 平成元年10月26日生
住所 東京都大田区
サビナ・ダハル 平成7年11月17日生
シュラビヤ・カンデル 令和4年1月24日生
住所 北海道富良野市
候艾伶 平成2年9月22日生
住所 東京都大田区
エイゼル・オリリアダ 平成12年3月2日生
住所 岐阜県瑞浪市
レオナル・ジャビア・モヤノ・ムニヤンテ 平成8年12月16日生
住所 茨城県つくば市
霍昭同 平成7年3月9日生
住所 神奈川県茅ヶ崎市
宋世偉 平成9年7月21日生
住所 大阪市北区
陳初枝 昭和19年1月21日生
住所 大阪市平野区
金里華 平成8年10月6日生
住所 大阪市淀川区
林美伶 昭和62年4月30日生
住所 大分県別府市
サラ・カワシマ・ラズムショアール 平成17年1月20日生
住所 大分県別府市
カテリーネ・ヨウ・ヤザキ・タカハシ 昭和46年1月8日生
住所 東京都目黒区
黄智崎 平成7年7月16日生
住所 千葉市美浜区
サントス・スレスタ 平成5年3月20日生

住所 横浜市泉区
簡均健 平成9年9月30日生
住所 横浜市港北区
モハッメド・アキル・シェッダーディ 平成4年10月28日生
住所 千葉県成田市
關任好 平成2年2月24日生
住所 福岡県久留米市
ジバン・カドカ 平成5年5月24日生
住所 東京都練馬区
謝孟帆 平成3年7月9日生
住所 東京都江戸川区
朱秀珍 平成5年11月25日生
住所 東京都江戸川区
朴美幸 昭和49年12月30日生
住所 東京都世田谷区
王雪 平成4年8月11日生
住所 仙台市宮城野区
キム・ネルソン・ロドリゲス・アバシブレ 昭和42年9月21日生
アイリン・サルテ・アバシブレ 昭和44年9月17日生
住所 山形県南陽市
李平 昭和46年7月5日生
住所 千葉県船橋市
カンチャン・ギリ 平成7年7月2日生
住所 東京都新宿区
ヤダナー・ミヨ・ミイン 平成3年10月5日生
住所 東京都中央区
徐逸清 平成3年1月19日生
住所 東京都練馬区
鄭学京 昭和55年2月5日生
鄭皓城 平成25年9月2日生
鄭羽軒 令和2年5月12日生
住所 東京都文京区
孫麗 昭和56年6月24日生
住所 奈良市
プラバッソーン・チャロンインパイサン 昭和63年9月6日生
住所 静岡市駿河区
スマン・ハウデル 平成5年3月2日生
住所 埼玉県戸田市
パンダナ・タバ 平成7年12月6日生

住所 東京都大田区
シュラッダ・カンデル 令和7年6月4日生
住所 名古屋市港区
カズヒロ・フリオ・エルネスト・サトウ・クロダ 平成11年2月21日生
住所 東京都北区
全明吉 平成2年10月14日生
住所 東京都荒川区
玄祥司 昭和46年7月28日生
住所 東京都日野市
朴美華 昭和51年5月25日生
住所 和歌山市
崔江美 昭和32年6月8日生
元美美 平成4年1月24日生
住所 福岡県嘉麻市
崔由貴 昭和56年11月30日生
住所 名古屋市中川区
金和子 昭和37年11月30日生
住所 石川県小松市
鄭永望 昭和38年8月29日生
住所 東京都大田区
翁小勇 昭和62年10月10日生
住所 東京都練馬区
王昊 平成2年4月28日生
住所 東京都大田区
金仙亞 平成3年7月4日生
住所 東京都八王子市
趙毅祐 昭和58年9月19日生
住所 東京都昭島市
丁龍威 昭和63年7月7日生
住所 滋賀県草津市
リュ・クルズ 平成24年2月8日生
住所 岐阜県恵那市
エイジ・セルヴィン・トレントイノ・マクリイン 平成15年3月7日生
住所 千葉県市川市
茹飛 昭和62年11月16日生
住所 川崎市川崎区
メリナ・ロシオ・モリタ 昭和63年7月28日生
住所 横浜市港北区
金珠英 昭和44年8月9日生

公 告

細 告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第20050号

栃木県小山市神明町2丁目409番地2

申立人 小山レジデンス管理組合

本籍栃木県小山市神明町2丁目409番地2、最後の住所栃木県小山市神明町2丁目409番地2、小山レジデンス303号、死亡の場所栃木県小山市、死亡年月日令和3年4月11日頃から20日頃までの間、出生の場所青森県三沢市、出生年月日昭和38年11月18日、職業不明

被相続人 亡 町屋 博之

事務所栃木県小山市神鳥谷5丁目17番7号弁護士法人ひととのや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田中 真

催告期間満了日 令和8年6月12日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年(家)第3040号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックスティビル内

申立人 埼玉県信用保証協会

本籍埼玉県羽生市東6丁目4番地4、最後の住所埼玉県加須市南大桑3503番地1ラ・フェール1号、死亡の場所埼玉県加須市、死亡年月日推定令和5年5月8日、出生の場所埼玉県羽生市、出生年月日昭和51年12月18日、職業会社役員

被相続人 亡 吉田 誠

事務所さいたま市浦和区高砂3-6-12グローバル県庁前ビルオフィス棟410号室 県庁通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高澤 史生

催告期間満了日 令和8年6月15日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第30324号

東京都江戸川区中央1丁目4番1号

申立人 江戸川区

本籍東京都江戸川区鹿骨4丁目10番、最後の住所千葉県千葉市若葉区小倉町757番地1生活サポートライフネット、死亡の場所千葉県

市川市、死亡年月日令和7年6月4日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和43年7月3日、職業農業販売業
被相続人 亡 橋口 和良
事務所千葉市中央区中央3丁目3番8号 日進センタービル7階 松本・山下綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村山 直
催告期間満了日 令和8年6月10日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第1891号

京都市中京区壬生相合町5番地

申立人 竹中 由紀

申立人手続代理人弁護士 須田起一郎
本籍京都市中京区壬生相合町5番地、最後の住所京都市山科区西野様子見町1番地15D-405、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所大阪市北区、出生年月日昭和24年2月24日、職業無職
被相続人 亡 松下 真輔

事務所京都市中京区寺町通東川上る久遠院前町671-1 寺町エースビル3階 あおぎり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 亮
催告期間満了日 令和8年6月18日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第561号

神奈川県相模原市緑区下九沢2038番地1
1213号

申立人 石黒美和子

本籍兵庫県西脇市明楽寺町779番地、最後の住所兵庫県西脇市明楽寺町779番地、死亡の場所兵庫県西脇市、死亡年月日令和7年1月26日、出生の場所兵庫県多可郡中町、出生年月日昭和10年11月10日、職業無職
被相続人 亡 清瀬くに子

事務所兵庫県加東市社508番地4 白池ビル1階 やしろ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 圭孝
催告期間満了日 令和8年6月14日

神戸家庭裁判所社支部

令和7年(家)第5128号

大阪市城東区今福東1丁目14番18-311号

申立人 小林 嘉道

本籍岡山県倉敷市真備町箭田1879番地、最後の住所不明、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日平成23年11月18日、出生の場所東京都北豊島郡高田町、出生年月日大正15年9月27日、職業不明
被相続人 亡 小林 栄子

大阪市城東区今福東2丁目7番15号第2泰平ビル801号

相続財産清算人 司法書士 井上 秀直

催告期間満了日 令和8年6月18日

岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第3170号

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

申立人 菊陽町

本籍熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2057番地、最後の住所熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2057番地、死亡の場所熊本県合志市、死亡年月日令和6年6月24日、出生の場所熊本県菊池郡菊陽村、出生年月日昭和26年5月3日、職業自営業
被相続人 亡 大塚 秀實

熊本市中央区大江3丁目1番36号内田ビル502

相続財産清算人 弁護士 國武 優治

催告期間満了日 令和8年6月10日

熊本家庭裁判所

令和7年(家)第443号

鹿児島市下荒田4丁目30番5号プレジデント下荒田403号

申立人 特定非営利活動法人やどかりプラス代表者理事 芝田 淳

本籍鹿児島県鹿児島市薬師2丁目170番地、最後の住所鹿児島市西田2丁目1番12号広田アパート102号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和7年2月以下不詳、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和17年2月4日、職業無職
被相続人 亡 永野 正子

事務所鹿児島市新屋敷町16番425号公社ビル4階村山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村山 大輔

催告期間満了日 令和8年6月19日

鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第20113号

群馬県前橋市大手町3丁目3番1号

申立人 群馬県信用保証協会

本籍群馬県前橋市鼻毛石町2101番地1、最後の住所群馬県前橋市柏川町稻里12番地35、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和5年11月12日、出生の場所群馬県勢多郡宮城村、出生年月日昭和30年9月3日、職業法人代表者
被相続人 亡 斎藤 徳次

事務所群馬県前橋市大手町1-5-11大手町ビル202 長谷川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川亮輔

催告期間満了日 令和8年6月17日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第20130号

東京都千代田区飯田橋4丁目4番8号

申立人 手代木美保

本籍東京都港区南青山4丁目18番地、最後の住所群馬県前橋市青柳町549番地2 A B C リビング前橋青柳町、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年7月15日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和43年9月10日、職業無職
被相続人 亡 土屋 知鶴

事務所群馬県前橋市川原町1丁目57番地3風の詩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 増田 智之

催告期間満了日 令和8年6月17日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第20141号

群馬県前橋市後閑町102番地1

申立人 矢端 康治

本籍群馬県伊勢崎市三光町20番地、最後の住所群馬県伊勢崎市太田町499番地3、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和7年8月22日、出生の場所群馬県伊勢崎市、出生年月日昭和27年12月11日、職業不明
被相続人 亡 羽鳥 尚子

群馬県前橋市大友町1-3-2 東和ビル3階 小磯正康法律事務所

相続財産清算人 齋藤 守永

催告期間満了日 令和8年6月10日

前橋家庭裁判所

令和6年(家)第4006号

群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1532番地1

申立人 林 律子

本籍群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉978番地、最後の住所群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1532番地1、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日令和5年11月23日、出生の場所群馬県利根郡新治村、出生年月日昭和29年2月8日、職業不詳
被相続人 亡 林 真一

事務所群馬県前橋市大友町1丁目3番地2 東和ビル3階 小磯正康法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小磯 正康

催告期間満了日 令和8年6月15日

前橋家庭裁判所沼田支部

令和7年（家）第5027号

福井市上筋生田町第11号1番地

申立人 金田 芳晴

本籍石川県加賀市加茂町52の134番地1号、最後の住所福井県鯖江市平井町第58号5番地6市住、B-204、死亡の場所福井県鯖江市、死亡年月日令和7年8月17日頃、出生の場所福井県今立郡神明町、出生年月日昭和24年6月17日、職業不明

被相続人 亡 東川 重信

福井市宝永4-14-15

相続財産清算人 弁護士 青山 昌平

催告期間満了日 令和8年6月10日

福井家庭裁判所武生支部

令和7年（家）第2281号

山梨県甲州市塙山上於曾1085番地1

申立人 甲州市長 鈴木 幹夫

本籍東京都千代田区隼町3番地1、最後の住所山梨県甲州市勝沼町勝沼1044番地2 1-508、死亡の場所山梨県甲州市、死亡年月日令和6年11月11日頃から20日頃までの間、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和37年3月8日、職業無職

被相続人 亡 橋川 昭人

事務所山梨県甲府市丸の内2丁目34番8号第2メグロ会館3-A 後藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤 光利

催告期間満了日 令和8年6月10日

甲府家庭裁判所

令和7年（家）第1103号

愛知県知多市八幡字堀切22番地

申立人 神谷 孝一

本籍愛知県知多市八幡字堀切22番地、最後の住所愛知県大府市森岡町7丁目408番地愛厚ホーム大府苑、死亡の場所愛知県大府市、死亡年月日令和7年7月25日、出生の場所愛知県知多郡八幡町、出生年月日昭和23年8月28日、職業無職

被相続人 亡 加古 やよい

愛知県常滑市奥条3丁目80番地 佐々木総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木寛継

催告期間満了日 令和8年6月12日

名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年（家）第30222号

岡山県総社市三須1416番地

申立人 高杉 昭文

本籍岡山県倉敷市連島町連島639番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋2丁目9番9号昇月301号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和2年10月25日、出生の場所岡山県浅口郡連島町、出生年月日昭和11年11月28日、職業不明

被相続人 亡 奥山 則雄

事務所岡山市北区富田町2丁目13番12号コートサイドビル2階

相続財産清算人 弁護士 菅 真彦

催告期間満了日 令和8年6月17日

岡山家庭裁判所

令和7年（家）第30289号

広島市西区庚午北2丁目10-5-304

申立人 濑濤 康充

本籍広島市佐伯区五日市町大字昭和台31番地2、最後の住所広島市東区若草町11番1-1002号、死亡の場所広島県広島市東区、死亡年月日令和2年10月21日頃から28日頃までの間、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和39年8月4日、職業会社役員

被相続人 亡 久永 隆士

事務所広島市中区八丁堀2番31号 鴻池ビル9階

相続財産清算人 弁護士 橋本 敬介

催告期間満了日 令和8年6月17日

広島家庭裁判所

令和7年（家）第2011号

熊本県合志市須屋3455

申立人 佐藤 修

本籍熊本県菊池市下河原5055番地、最後の住所熊本県菊池市隈限114番地3特別養護老人ホームわいふ桜座、死亡の場所熊本県菊池市、死亡年月日令和7年8月19日、出生の場所熊本県菊池郡北合志村、出生年月日昭和11年1月4日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 澄子

熊本県中央区京町本丁1-22熊本さくら法律事務所

相続財産清算人 木村 真也

催告期間満了日 令和8年6月11日

熊本家庭裁判所山鹿支部

令和7年（家）第312号

青森県青森市本町1丁目2番20号青森柳町ビル2階

申立人 みちのく債権回収株式会社

本籍青森県三戸郡五戸町大字倉石石沢一ノ坪13番地1、最後の住所青森県三戸郡五戸町字追分6番地11、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所青森県三戸郡倉石村、出生年月日昭和41年6月15日、職業不明

被相続人 亡 高村 千明

青森県十和田市西三番町1番42号NTT十和田ビル2階弁護士法人青空と大地

相続財産清算人 村田 典子

催告期間満了日 令和8年6月11日

青森家庭裁判所十和田支部

令和7年（家）第357号

青森県青森市大字浜田字玉川207番1

申立人 青森県信用組合

本籍岩手県盛岡市茶畑2丁目127番地、最後の住所青森県十和田市大字洞内字後野244番地10、死亡の場所青森県十和田市、死亡年月日令和4年9月13日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和8年1月2日、職業不明

被相続人 亡 村井 英之

青森県十和田市稻生町13番16号第二益川ビル2階弁護士法人十枝内総合法律事務所十和田支所

相続財産清算人 十枝内 亘

催告期間満了日 令和8年6月11日

青森家庭裁判所十和田支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和7年（家）第52号

岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場36番地72

申立人 村上 愛恵

本籍岩手県陸前高田市高田町字大石沖8番地1、最後の住所岩手県奥州市水沢字桜屋敷809番地

不在者 村上 正敏

昭和56年6月30日生

届出期間満了日 令和8年3月19日

盛岡家庭裁判所水沢支部

令和7年（家）第683号

東京都文京区弥生2丁目4番12号

申立人 花輪由紀子

本籍宮城県仙台市青葉区花京院1丁目197番地、最後の住所不明

不在者 高山 きく

明治44年10月31日生

届出期間満了日 令和8年3月16日

仙台家庭裁判所

令和7年（家）第197号

宮城県気仙沼市田中130番地3

申立人 小野寺陽子

宮城県気仙沼市長崎94番地

申立人 水上 和子

本籍宮城県気仙沼市田中131番地、最後の住所宮城県気仙沼市田中131番地

不在者 村上 貞男

昭和18年2月12日生

届出期間満了日 令和8年3月13日

仙台家庭裁判所気仙沼支部

令和7年（家）第59号

茨城県古河市西牛谷292番地2

申立人 桑山 隆男

本籍茨城県古河市西牛谷292番地2、最後の住所茨城県猿島郡総和町大字西牛谷292番地2

不在者 桑山 誠司

昭和47年7月18日生

届出期間満了日 令和8年3月23日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年（家）第73号

栃木県佐野市大伏下町2286番地3

申立人 黒田 公子

本籍栃木県佐野市堀米町3929番地11、最後の住所栃木県佐野市堀米町1374番地

不在者 渡邊 光雄

昭和19年9月15日生

届出期間満了日 令和8年3月19日

宇都宮家庭裁判所足利支部

令和7年（家）第80号

群馬県高崎市下小塙町1763番地8

申立人 田中きく江

本籍群馬県沼田市屋形原町531番地2、最後の住所群馬県沼田市東倉内町251番地

不在者 根岸 伸造

昭和17年8月12日生

届出期間満了日 令和8年3月13日

前橋家庭裁判所沼田支部

<p>令和7年(家)第521号 千葉市花見川区花園町2443-9 フラワーガーデン1-103 申立人 鬼本 将行 本籍千葉県千葉市稻毛区小仲台3丁目1746番地13、最後の住所千葉県千葉市稻毛区小仲台3丁目1746番地13 不在者 鬼本 幸子 昭和21年11月10日生 届出期間満了日 令和8年3月13日 千葉家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第567号 埼玉県新座市大和田1丁目22番8号 申立人 菅野喜美子 本籍埼玉県新座市大和田1丁目22番、最後の住所埼玉県新座市大和田1丁目22番8号 不在者 菅野 学 昭和40年11月11日生 届出期間満了日 令和8年3月23日 さいたま家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第213号 長野県長野市篠ノ井布施高田600番地125 申立人 加藤 陽 本籍長野県長野市篠ノ井布施高田600番地125、最後の住所長野県長野市篠ノ井布施高田600番地125 不在者 加藤 文穂 昭和10年11月20日生 届出期間満了日 令和8年3月23日 長野家庭裁判所</p> <p>令和6年(家)第7447号 長野県塩尻市大門桔梗町3-11 申立人 筒井 義和 本籍千葉県柏市今谷上町22番地3、最後の住所フィリピン共和国 不在者 筒井 祐治 昭和31年4月2日生 届出期間満了日 令和8年3月19日 東京家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第1922号 東京都府中市是政3丁目60番地の3 申立人 關口 利夫 本籍東京都府中市是政3丁目52番地の11、最後の住所東京都府中市是政3丁目60番地の3 不在者 關口 高雄 昭和22年5月22日生 届出期間満了日 令和8年3月17日 東京家庭裁判所立川支部</p>	<p>令和7年(家)第145号 静岡県富士宮市弓沢町522番地 申立人 滝口 真世 本籍静岡県富士宮市弓沢町522番地、最後の住所静岡県富士宮市弓沢町522番地 不在者 滝口 詠子 昭和44年1月1日生 届出期間満了日 令和8年3月18日 静岡家庭裁判所富士支部</p> <p>失踪宣告</p> <p>令和7年(家)第3741号 本籍不詳(元本籍北海道上川郡名寄町西四条通南6丁目192番地鎌田儀右衛門方)、最後の住所不明 不在者 植村弥一郎 明治25年11月28日生 令和7年11月15日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官</p> <p>令和7年(家)第3742号 本籍不詳(元本籍北海道上川郡名寄町西四条通南6丁目192番地鎌田儀右衛門方)、最後の住所不明 不在者 植村ふちい 明治28年1月15日生 令和7年11月15日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官</p> <p>令和7年(家)第3743号 本籍不詳(元本籍北海道上川郡名寄町西四条通南6丁目192番地鎌田儀右衛門方)、最後の住所不明 不在者 植村 弥蔵 大正10年7月20日生 令和7年11月15日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官</p> <p>令和7年(家)第3744号 本籍不詳(元本籍北海道上川郡名寄町西四条通南6丁目192番地鎌田儀右衛門方)、最後の住所不明 不在者 植村 守 大正12年12月3日生 令和7年11月15日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官</p>	<p>令和7年(家)第83号 本籍神奈川県三浦市初声町和田3328番地、最後の住所神奈川県三浦市初声町和田3328番地2 不在者 川名 清司 昭和6年9月17日生 令和7年11月14日失踪宣告審判確定 横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官</p> <p>令和7年(家)第202号 本籍岡山県岡山市北区下中野650番地、最後の住所岡山県岡山市北区下中野1206番地1 不在者 黒住 博文 昭和31年10月23日生 令和7年11月14日失踪宣告審判確定 岡山家庭裁判所裁判所書記官</p> <p>令和7年(家)第398号 本籍広島県広島市安芸区中野2丁目40番、最後の住所広島市安芸区中野2丁目40番18-22-1号 不在者 中谷 涼夏 平成19年5月16日生 令和7年11月14日失踪宣告審判確定 広島家庭裁判所裁判所書記官</p> <p>令和7年(家)第399号 本籍広島県広島市安芸区中野2丁目40番、最後の住所広島市安芸区中野2丁目40番18-22-1号 不在者 中谷莉彩那 平成23年11月23日生 令和7年11月14日失踪宣告審判確定 広島家庭裁判所裁判所書記官</p> <p>令和7年(家)第27号 本籍鹿児島県鹿屋市串良町下小原4710番地、最後の住所鹿児島県曾於郡大崎町永吉4235番地3 不在者 松岡セツ子 昭和16年12月31日生 令和7年11月15日失踪宣告審判確定 鹿児島家庭裁判所鹿屋支部裁判所書記官</p> <p>除権決定</p> <p>次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。</p>	<p>令和7年(家)第9号 川崎市中原区大倉町10番地 申立人 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表者代表取締役 カール・デッベン 代理人支配人 大田 譲 権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月11日 令和7年11月12日 大阪簡易裁判所 (別紙) 目録</p> <p>小切手 1通 小切手番号 S E 01047 金額 817,790円 支払人 株式会社りそな銀行梅田支店 支払地 大阪市 振出日 令和7年4月30日 振出地 大阪市 振出人 秋岡環境整備株式会社 代表取締役 秋岡 利隆 最終所持人 申立人</p> <p>令和7年(家)第32号 東京都台東区台東2丁目8番2号 申立人 朝日信用金庫 代表者代表理事 伊藤 康博 申立代理人弁護士 石原 俊也 権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月12日 令和7年11月13日 東京簡易裁判所 (別紙) 目録</p> <p>約束手形 1通 手形番号 R L 79602 金額 222,365円 支払期日 令和7年7月31日 支払地 東京都荒川区 支払場所 株式会社りそな銀行日暮里支店 振出日 令和7年3月31日 振出地 東京都荒川区 振出人 株式会社金子製作所 代表取締役 飯村 正博 受取人 有限会社化成品化工のニッセイ 裏書人 有限会社化成品化工のニッセイ 代表 取締役 小泉 真行 被裏書人 白地 最終所持人 申立人</p>
--	--	--	--

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

茨城県水戸市愛宕町3番21号

申立人 椎名範子

権利の届出の終期 令和7年10月6日

令和7年10月8日 常陸太田簡易裁判所
(別紙) 目録

1(1)土地 常陸太田市西河内下町字中曾根283番
1

原野 178平方メートル

(2)登記年月日番号 水戸地方法務局常陸太田支
局明治42年12月3日受付第4747号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治42年12月2日設定

目的 竹木所有

存続期間 明治42年12月2日より向20ヶ年間

地代 1反歩1年1円75銭

支払期 每年12月25日

地上権者 常陸太田市西河内下町8番地

椎名秀次郎

2(1)土地 常陸太田市西河内下町字閑沢659番
山林 604平方メートル

(2)登記年月日番号 水戸地方法務局常陸太田支
局明治42年12月3日受付第4747号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治42年12月2日設定

目的 竹木所有

存続期間 明治42年12月2日より向20ヶ年

地代 1年1反歩3円73銭

支払期 每年12月25日

地上権者 常陸太田市西河内下町8番地

椎名秀次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第285号

横浜市保土ケ谷区川島町1498番地10

債務者 二代産業株式会社

代表者代表取締役 斎田 裕貴

1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 池田 博毅

4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時30分

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第602号

静岡市駿河区丸子3丁目12番98号

債務者 株式会社オー・ルージュレンタカー

代表者代表取締役 山本 翔平

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松田 隆広

4 破産債権の届出期間 令和7年12月23日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時

京都地方裁判所福知山支部破産係

令和7年(フ)第157号

鳥取県鳥取市馬場351番地2

債務者 有限会社モリショウクレーン

代表者取締役 森田 実雄

1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三谷裕次郎

4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後3時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2052号

福岡市東区東浜1丁目11番30-302号 サン
トノーレ箱崎西

債務者 Spinこと 権田 大輝

1 決定年月日時 令和7年11月20日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 隅 慧史

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後3時

5 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第624号

東京都八王子市子安町4丁目3番3号103号
室

債務者 株式会社直頼

代表者代表取締役 北村 直子

1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 青木 亜也

4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1868号

東京都町田市金井3丁目13番地5

債務者 エム・ティ・アール株式会社

代表者代表取締役 佐藤 哲夫

1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三村 義幸

4 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1908号

東京都羽村市五ノ神4丁目15番11号シティプラザはむら3F

債務者 株式会社エーアール

代表者代表取締役 坂田世志勝

1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘

4 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第601号

静岡市駿河区丸子3丁目12番98号

債務者 株式会社オーラージュ

代表者代表取締役 山本 翔平

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松田 隆広

<p>令和7年(フ)第2098号 福岡市早良区原6丁目17番9-101号 メゾン下方 債務者 佐藤 康晴 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舞鶴 史也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2160号 福岡県糟屋郡志免町志免東2丁目6番7-101号 債務者 廣政 恵子 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 瞳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八坂 泰弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>
<p>令和7年(フ)第2120号 福岡市中央区小笹1丁目6番22号 メゾネット小笹102号 債務者 高岡 志匡 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 惠崎 優成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1440号 福岡県宗像市石丸1丁目5番11-306号 債務者 三宅 正芳 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大津 集平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市丸健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>
<p>令和7年(フ)第1404号 福岡市南区横手4丁目24番2-201号 アビタシオン大橋南 債務者 三浦 智治 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳賀由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2040号 福岡市東区馬出2丁目3番38号 債務者 東 圭介 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田坂 幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒野 賢大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 前橋地方裁判所桐生支部</p>
<p>令和7年(フ)第1405号 福岡市南区横手4丁目24番2-201号 アビタシオン大橋南 債務者 三浦 浩子 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳賀由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2159号 福岡県糟屋郡志免町別府3丁目7番17号 セジュール・トーア201号 債務者 升田 和美 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第2071号 福岡県福津市津屋崎8丁目9番17号 債務者 岩切 学 1 決定年月日時 令和7年11月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 幸保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2203号 福岡市西区今宿東3丁目47番10号 債務者 柴田壮一郎</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐川 民</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>

令和7年(フ)第1926号

福岡市中央区笹丘1丁目9番16-101号 サウスサイド笹丘
債務者 藤本 大地

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 山之内 明
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2171号

福岡市中央区今川2丁目15番27-402号 G RANPASEO大濠
債務者 佐藤 凌太

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 伊藤 裕貴
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1370号

福岡市東区若宮4丁目8番11号 若芝荘6号、前住所福岡市東区多々良1丁目33番4-201号 サーディン2
債務者 永田 知也

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 埋田 昇平
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1941号

福岡市東区香椎1丁目22番21号 あいくらす香椎参道101号
債務者 豊福 正和

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1983号

福岡市城南区片江5丁目14番19号、前住所福岡市城南区南片江5丁目21番60-2号
債務者 石橋 理江

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 杉山 弘剛
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第673号

熊本市中央区水前寺2丁目23番2号 東側、転入前住所熊本市北区清水新地5丁目13番1-633号
債務者 椎屋 信治

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 藤井 祥子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後4時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
- 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第4749号

大阪府大東市新町15番30号 新町ハイツ207号
債務者 嶋野 康子(旧姓平田・高村)

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 水戸 章博
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後1時40分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5633号

大阪府東大阪市日下町4丁目3番15-305号、前住所大阪府東大阪市川田4丁目3番1号
債務者 奥田 浩和

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 三浦 宏太
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第133号

山口市陶4991番地2 レオパレスまほろば陶1 106号
債務者 藤井航太郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 伊藤 洋一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後2時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
- 山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第294号

徳島県徳島市春日1丁目4番61-8号
債務者 柳 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 島尾 大次
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時45分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
- 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第147号

宮城県大崎市古川字本鹿島70番地27
債務者 小野寺 実

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 菅原 健
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時20分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで
- 仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第1826号

福岡市東区原田2丁目26番16号 マーキス箱崎205号
債務者 中西 健介

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 前園 健司
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第105号

宮城県柴田郡大河原町大谷字一軒地12番地6、前住所宮城県柴田郡大河原町字大巻2番地6
債務者 早坂 健士

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 島尾 大次
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 徳島地方裁判所民事部

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第231号

山形市末広町15番11号
債務者 岩田 秀敏

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 本間 佳子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第569号

兵庫県西宮市高畠町2番1-201号
債務者 稲川 良二

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 正木 耕平
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第590号

兵庫県尼崎市立花町3丁目4番31号高橋文化102号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之莊3丁目19番27-1号
債務者 石山敦こと 孫 敦

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 渡来 英介
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前10時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第288号

徳島県小松島市中田町字狭間73番地の1(国伝マンション25号室)
債務者 林 茂樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 島尾 大次
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 徳島地方裁判所民事部

<p>令和7年(フ)第298号 徳島県板野郡北島町高房字東野神本9番地2 ファインステージ A201号 債務者 渡邊健一郎 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒木賢太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 徳島地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第314号 徳島県徳島市住吉4丁目9番3-307号 ガーデンヒルズ住吉1 債務者 水田 幸雄 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 稔男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 徳島地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第356号 愛媛県松山市小栗6丁目10番13号 債務者 稲森 和行 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越智 顕洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第116号 高知県土佐市高岡町甲2089番地1 債務者 山本 紀 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 久敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 高知地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第275号 高知県香南市香我美町口西川888番地1、旧住所高知県香南市夜須町手結山1543番地3 債務者 廣岡 稔</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1623号 福岡市南区長住6丁目4番20号 債務者 山口 大治 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市原 史雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第701号 熊本市中央区南熊本1丁目3番11号 102 債務者 迫田 昌子 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福西 武夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第5643号 大阪府吹田市青山台1丁目2番C21-107号 債務者 福田智惠美 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 洋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第5647号 大阪府枚方市御殿山南町3番58-404号、前住所滋賀県草津市野路1丁目16番1-808号 アメニティ南草津Ⅶ 債務者 武田 真里 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀木 由紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1913号 埼玉県志木市中宗岡2丁目17番41号 債務者 柴田 輝 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 隼人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1945号 さいたま市浦和区高砂1丁目2番1-3104号、旧住所埼玉県川口市上青木西2丁目5番2号 債務者 小林 博 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池上 雅弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第717号 熊本市東区沼山津3丁目8番83号 エスペレ小楠107号、異動前住所熊本市東区戸島1丁目13番106号 債務者 德永 龍男 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下山 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第241号 埼玉県深谷市榛沢新田1070番地16、旧住所埼玉県深谷市東方町1丁目10番地15 コーポサンシャインE棟201号 債務者 菊地 優一 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南雲 芳夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部</p>
---	---	---

令和7年(フ)第302号

神奈川県逗子市沼間1丁目10-10、住民票上の住所神奈川県逗子市久木9丁目6番4号
債務者 有賀 紗子

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 望月由佳子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時45分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
- 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第594号

愛知県西尾市熊味町中泡原65番地 クマックスF棟201号室、前住所愛知県西尾市戸ヶ崎2丁目18番地1 サンビレッジ戸ヶ崎A棟101号室
債務者 清水 英永

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 河村 哲子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後2時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第39号

宮崎県串間市大字市木8253番地、住民票上の住所宮崎県日南市大字星倉4461番地3
債務者 東濱 美香

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 新福 宏
 - 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 宮崎地方裁判所日南支部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第2370号

名古屋市緑区曾根2丁目463番地 第2左京山荘A1、従前の住所名古屋市緑区曾根2丁目236番地 リベルテ左京山203号
債務者 小久保惠造

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2383号

愛知県小牧市岩崎5丁目415番地
債務者 副島 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2520号

名古屋市西区天塚町2丁目54番地の2 第3
カミヤマンション501号
債務者 石川真こと 石川 遥也(旧姓廣瀬)

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2553号

名古屋市名東区牧の原3丁目502番地 ソ
レーユ牧の原403号
債務者 鈴木佳代子

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2578号

名古屋市西区中小田井5丁目300番地 丸協
ビル1 105号
債務者 清水 初善

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2581号

名古屋市緑区鳴海町字下中26番地の1 扇荘
2B号
債務者 東川 衛

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2599号

名古屋市守山区小幡太田11番14号 シャーメ
ゾンプレミール201号
債務者 福井 彩

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2611号

名古屋市名東区牧の原3丁目715番地 リ
バーベルB202号
債務者 鈴木 望(旧姓江村)

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2642号

名古屋市港区大西2丁目72番地の3
債務者 櫻井阿由未(旧姓松田)

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2660号

名古屋市東区白壁5丁目12番地 白壁コンド
ミニアム301号
債務者 鬼頭 妙子

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2673号

名古屋市南区大同町2丁目16番地の1 レオ
パレス大同第3 103号
債務者 櫻井 忠

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2691号

愛知県春日井市妙慶町2丁目111番地1 グ
ランドメゾン勝川203号
債務者 森田 真司

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第427号 北海道亀田郡七飯町本町4丁目17番23号 メゾンオフェリア七飯106号 債務者 七尾しおぶ 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 山口地方裁判所宇部支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 山口地方裁判所宇部支部	令和7年(フ)第576号 愛知県岡崎市洞町字向山13番地14 エンゼルハウス 211 債務者 榎門 彩乃 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第430号 函館市乃木町4番11号 債務者 福原 香澄 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 山口地方裁判所宇部支部	1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第577号 愛知県刈谷市小垣江町下57-5、住民票上の住所愛知県安城市美園町薮田55番地 県営依佐美住宅C-506 債務者 鈴木 結深 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第434号 函館市豊川町7番24-207号 債務者 清藤 小蒔 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 山口地方裁判所宇部支部	1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第640号 愛知県豊田市淨水町1丁目19番地3 ナーシングホーム寿々淨水 債務者 福本 知美 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第444号 北海道北斗市七重浜1丁目9番12号 債務者 柴田 英一 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 山口地方裁判所宇部支部	1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第640号 愛知県豊田市淨水町1丁目19番地3 ナーシングホーム寿々淨水 債務者 福本 知美 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第145号 山口県美祢市豊田前町麻生下10番地美祢社会復帰促進センター、住民票上の住所岡山県倉敷市松島1126番地1 カレント中庄505号 債務者 友廣 圭二	1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第654号 愛知県岡崎市字頭町字東山100番地1 東山荘 2-305 債務者 泉 美智子 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第1878号 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室3880番地4 アドザックスK101 債務者 大杉かつ枝 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月6日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1999号 埼玉県川口市上青木2丁目26番5号 310号 債務者 湯本 浩 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2014号 埼玉県川口市大字峯1521番地 債務者 濱崎 明子 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2022号 埼玉県久喜市南1丁目6番1号 彩梨館208号室 債務者 岡崎 右京 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月25日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2035号 さいたま市岩槻区城南1丁目1番26号 タカラハイツ2号室 債務者 藤田 和代(旧姓本多)	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第8358号 東京都板橋区大谷口1丁目51-3 債務者 松本英子こと 李 英姫 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7628号 東京都豊島区南長崎4-35-1-202 債務者 大杉 輝良 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第117号 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目2番 28-105号 サングローリー津久礼 破産者 石井 利枝 1 決定年月日 令和7年11月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第8381号 東京都墨田区三田2丁目7-7-103 債務者 森 真一 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第8424号 東京都青梅市河辺町5丁目18-1-106 債務者 堀井 圭子 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第8428号 東京都杉並区西荻北3丁目14-16-102 債務者 山本 美温(旧姓遠藤) 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第2028号 福岡市南区南大橋1丁目2番10号 スカイハイツ大橋第2-203号 破産者 T-s-t-y-eこと 立石 拓也 1 決定年月日 令和7年11月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第8407号 東京都世田谷区豪徳寺1丁目50-17-202 債務者 浅井みづき 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第2291号 福岡県筑紫野市大字山口3806番地2 破産者 田原 康則 1 決定年月日 令和7年11月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第175号 福岡市早良区早良6丁目15番3号 破産者 竹田 正紀 1 決定年月日 令和7年11月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第8434号 東京都品川区小山台2丁目2-15-201 債務者 内村 友香 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第8335号 東京都江東区亀戸1丁目16-8-903 債務者 尾上セツコ 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第896号 福岡市中央区今泉2丁目4番26-301号 今泉コーポラス、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区今泉2丁目4番26-505号 今泉コーポラス 破産者 三舛 啓 1 決定年月日 令和7年11月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第605号 福岡県朝倉市甘木764番地2 破産者 小川 直也 1 決定年月日 令和7年11月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第8434号 東京都品川区小山台2丁目2-15-201 債務者 内村 友香 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第8336号 東京都葛飾区奥戸6丁目25-2-206 債務者 堂前 美保	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第117号 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目2番 28-105号 サングローリー津久礼 破産者 石井 利枝 1 決定年月日 令和7年11月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第589号
宮城県塩竈市旭町17番7-305号 ライオンズマンション旭町
破産者 赤間 理恵
1 決定年月日 令和7年11月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第143号
兵庫県西宮市江上町8番12-401号
破産者 原 優斗
1 決定年月日 令和7年11月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第180号
兵庫県尼崎市善法寺町10番10号101、前住所大阪府豊中市利倉西2丁目7番30-301号
破産者 吉川 政樹
1 決定年月日 令和7年11月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第1483号
福岡県大野城市仲畑3丁目1番5-702号
リバーサイド仲畑
破産者 霧島 隆治
1 決定年月日 令和7年11月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第226号
神奈川県平塚市大島1425番地の13
破産者 石井 基

1 決定年月日 令和7年11月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第237号
愛知県豊田市西岡町星ヶ丘220番地 高岡清風寮3209号、開始時の住所愛知県碧南市鷺塚町1丁目100番地1 トヨタ自動車(株)鷺塚寮354号室
破産者 井上 直哉
1 決定年月日 令和7年11月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第73号
兵庫県美方郡香美町香住区余部1762番地
破産者 浜田技研こと 濱田 喜博
1 決定年月日 令和7年11月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和6年(フ)第59号
島根県出雲市西林木町803番地2
破産者 原田 昌子
1 決定年月日 令和7年11月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部
令和6年(フ)第1613号
福岡市東区香椎照葉1丁目3番7-411号
プライムメゾン照葉、開始決定時の住所福岡市東区香椎照葉3丁目2番7-3106号 アイタワー
破産者 峰 良之
1 決定年月日 令和7年11月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第118号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1257番地の12
コーポマエヤシキ106号
破産者 飯塚 浩一
1 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで
2 一般調査期日 令和8年1月27日午後1時30分
令和7年11月19日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第769号
広島県東広島市八本松町原10527番地24
破産者 久富 一樹
1 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
2 一般調査期日 令和8年2月10日午前10時30分
令和7年11月21日
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第376号
北海道北広島市大曲工業団地4丁目1番地5
破産者 日乃食工業株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
2 一般調査期日 令和8年3月3日午前11時15分
令和7年11月21日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第474号
福岡県福津市勝浦598番地
破産者 株式会社新日本仮設
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
2 一般調査期日 令和8年1月26日午後2時
令和7年11月18日
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第481号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央4丁目11番11号
第3陽光荘1号、前住所福岡県糟屋郡志免町別府3丁目9番9-302号
破産者 山城 浩司
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
2 一般調査期日 令和8年1月26日午後3時
令和7年11月21日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第706号
埼玉県川越市郭町1丁目20番地15 (レジデンスマーフォール101号室)
破産者 比留間浩美 (旧姓大橋)
1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
2 一般調査期日 令和8年2月4日午後2時
令和7年11月21日
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第431号
宮城県石巻市田道町1丁目2-39 カーサ・デ・コスタ416号室、住民票上の住所北九州小倉北区今町3丁目17番22-702号
破産者 権丈 光暢
1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
2 一般調査期日 令和8年2月17日午前11時
令和7年11月25日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和4年(フ)第349号
神奈川県秦野市平沢152番地 ペントハウス恵103号、開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢2丁目24番50号 ムーランルージュ101号
破産者 馬場 雅治
1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
2 一般調査期日 令和8年1月28日午前10時30分
令和7年11月25日
横浜地方裁判所小田原支部民事部
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第151号
宮崎市大塚町西ノ後3444番地2、前住所宮崎市小戸町7番地1 サウスポート202号
破産者 阿部 友行
異議申述期間 令和8年1月6日まで
令和7年11月25日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第35号
宮崎県日南市大字平野2643番地 あいらんど中平野305号
破産者 福島 健太
異議申述期間 令和8年1月6日まで
令和7年11月25日 宮崎地方裁判所日南支部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2094号

東京都中央区日本橋2丁目1番14号日本橋加藤ビルディング6階弁護士法人PLAZA総合法律事務所内

清算株式会社 妻神工業株式会社
代表清算人 天間 敏幸

1 決定年月日 令和7年11月18日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1002号

長野県千曲市大字鑄物師屋150番地
清算株式会社 株式会社MJ
代表清算人 森川 潤一

1 決定年月日 令和7年11月19日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

長野地方裁判所上田支部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1号

富山市掛尾町500番地
清算株式会社 TCS株式会社

1 決定年月日 令和7年11月19日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第2号

富山市掛尾町500番地
清算株式会社 株式会社TRS

1 決定年月日 令和7年11月19日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第1005号

千葉県大網白里市四天木乙2827番地21
清算株式会社 株式会社大網白里ショッピング

センター

代表清算人 安川 博章

1 決定年月日 令和7年11月19日

2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、協定債権者イオンリテール株式会社及び協定債権者山岸健一の両名を除く別紙記載の各協定債権者（以下「本件協

定債権者」という。）に対し、協定債権額の37.2%の金員（1円未満は切捨て）について、本件協定認可決定確定日から1か月以内に弁済する。

2 前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

3 本件協定債権者は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4 協定債権者イオンリテール株式会社及び協定債権者山岸健一は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、いずれもその債務を全部免除する。

5 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価費用及び弁済に必要な費用を上回る換価代金が得られた場合には、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第3項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

6 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

2 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第5号

広島県福山市水呑町2500番地1

清算株式会社 株式会社ミノミ商事

代表清算人 上田 茂則

1 決定年月日 令和7年11月18日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 清算株式会社は、協定債権者上田茂則及び同上田茂樹を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。なお本件協定債権者は下記弁済表のとおり。）に対し、協定債権のうち、令和7年7月9日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の元本の1.544679828%の金員（1円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から1か月以内に弁済する。

2 前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込み送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3 本件協定債権者は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息及び遅延損害金を含む。）から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4 協定債権者上田茂則及び同上田茂樹は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。

5 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の元本の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第3項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

6 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（弁済表省略）

以上

広島地方裁判所福山支部

令和7年(ヒ)第103号

本店所在地 高知市升形1番17号藤林ビル3階東

清算株式会社 株式会社トシオ商店

代表清算人 武内 良平

1 決定年月日 令和7年11月18日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 協定債権者は、株式会社四国銀行、高知県信用保証協会、株式会社商工組合中央金庫、及び株式会社日本政策金融公庫（以下、「各協定債権者」という。）が清算株式会社株式会社トシオ商店（以下、「清算株式会社」という。）に有する債権である。

2 清算株式会社が各協定債権者に対して支払う弁済金は、清算株式会社の保有する現預金から今後の清算手続きの遂行のために必要となる費用、清算人報酬、清算株式会社が支払い義務のある税金を控除した残金をいう（以下、「本件弁済金」という。）。

3 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後1か月以内に、本件弁済金を各協定債権者が有する債権について令和7年8月25日時点における元金の割合に応じて支払う。割合弁済の結果生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

なお、令和7年8月25日時点の各協定債権の元金及び元金割合は別紙2の表のとおりである（なお、元金割合は各協定債権の元金を協定債権総額で割り、小数点第2以下を四捨五入で算出したもの。）。

- 4 第3項の弁済は、各協定債権者が指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
- 5 各協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社から第3項の弁済を受けたときは、各協定債権の総額から第3項による弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。
- 6 清算株式会社は、第3項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。ただし、割合弁済の結果生ずる1円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

高知地方裁判所民事部

協定債権者名	元金額	元金割合
株式会社四国銀行	38,294,727円	20.30%
高知県信用保証協会	72,344,706円	38.40%
株式会社商工組合中央金庫	54,258,530円	28.80%
株式会社日本政策金融公庫	23,499,709円	12.50%

債権額（元金）合計188,397,672円

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和7年（再）第18号

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号32F

再生債務者 センエンジニアリング株式会社
決定の要旨 令和7年11月4日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条1項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和7年11月19日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和3年（再）第1号

香川県木田郡三木町大字朝倉2227番地3

再生債務者 高松グランドカントリー株式会社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨

(1) 監督委員が選任されている。

(2) 再生計画認可の決定が確定した後3年を経過した。

令和7年11月19日

高松地方裁判所民事部破産・再生係
小規模個人再生による再生手続開始

令和7年（再イ）第23号

群馬県高崎市福島町730番地9

再生債務者 上野 渉

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月15日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（再イ）第43号

埼玉県熊谷市善ヶ島3169番地3

再生債務者 今村 輝幸

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第44号

埼玉県行田市大字持田758番地1

再生債務者 瀬尾 進

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第51号

埼玉県東松山市松葉町4丁目7番27号 宮嶋方

再生債務者 宮嶋小夜子

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第100号

千葉県柏市西原7丁目1番35号

再生債務者 斎藤 秀信

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月8日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第103号

千葉県野田市中野台326番地の4

再生債務者 海野 龍典

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月8日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第490号

東京都八王子市千人町1-10-3-310

再生債務者 遠藤 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第516号

東京都江戸川区中葛西1-4-20 N Fビル203

再生債務者 松田マリナ（旧姓塩見）

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第37号

山梨県甲府市徳行5丁目11番11号

再生債務者 岩森 史哉

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第485号

大阪府豊中市庄内栄町2丁目3番2号

再生債務者 清水 鉄也

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月8日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第497号

大阪市淀川区三津屋南2丁目8番9号 メゾン宝 201号

再生債務者 越智 祐斗

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月8日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第56号

大阪府泉南市樽井2丁目21番25-204号

再生債務者 神谷 智浩

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月8日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第65号 大阪府和泉市はつが野1丁目31番14号 再生債務者 植原 雅彦 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月8日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで 函館地方裁判所 令和7年（再イ）第61号 群馬県吾妻郡中之条町大字山田1206番地 再生債務者 小林あゆみ 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月5日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年（再イ）第130号 東京都八王子市散田町5丁目6番3号 再生債務者 倉島 公明 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月15日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで 富山地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第101号 兵庫県高砂市梅井3丁目13番10号 再生債務者 小武海健太 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで 松江地方裁判所出雲支部
令和7年（再イ）第69号 大阪府和泉市寺田町2丁目9番2-1号 再生債務者 谷口 誠 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第109号 兵庫県姫路市夢前町塚本222番地53（従前の住所）兵庫県姫路市田寺7丁目3番26-303号田寺ハイツ 再生債務者 井上詢乙起 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第2号 宮崎県串間市大字西方5458番地1 再生債務者 河野 三香 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで 松山地方裁判所宇和島支部
令和7年（再イ）第109号 兵庫県姫路市夢前町塚本222番地53（従前の住所）兵庫県姫路市田寺7丁目3番26-303号田寺ハイツ 再生債務者 井上詢乙起 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで 神戸地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第14号 新潟県糸魚川市大字寺地1853番地2 市営寺地住宅D504号 再生債務者 相澤 聰実 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月30日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第5号 兵庫県姫路市夢前町寺354番地40（従前の住所）兵庫県川西市東多田3丁目17番13号 再生債務者 原田あゆみ（旧姓坂本） 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第3号 山口市吉田3045番地42 再生債務者 森田 和行 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月22日まで 山口地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第14号 新潟県糸魚川市大字寺地1853番地2 市営寺地住宅D504号 再生債務者 相澤 聰実 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで 新潟地方裁判所高田支部	令和7年（再イ）第15号 兵庫県たつの市新宮町新宮470番地6 再生債務者 八木 克己 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第22号 北海道亀田郡七飯町本町5丁目16番12号 再生債務者 辻 希美 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第16号 新潟県糸魚川市中央1丁目3番24号 再生債務者 嶋田 友美 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで 新潟地方裁判所高田支部	令和7年（再イ）第15号 兵庫県たつの市新宮町新宮470番地6 再生債務者 八木 克己 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係
令和7年（再イ）第22号 北海道亀田郡七飯町本町5丁目16番12号 再生債務者 辻 希美 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第34号 富山市山田中村125番地 市営住宅C-2-1号 再生債務者 田中 善久	令和7年（再イ）第13号 島根県出雲市姫原町181番地22 再生債務者 北村 貴澄 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
		令和7年（再イ）第65号 愛知県西尾市熊味町小松島2番地2 レオパレスT & H II 203号室（前住所）福井県福井市本堂町第89号6番地53 再生債務者 木勢 裕貴 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月18日から令和8年1月8日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第77号

兵庫県西宮市上ヶ原九番町2番38-4号
再生債務者 牧本 和幸

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月18日から令和8年1月5日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第26号

神戸市西区伊川谷町有瀬14番地の21 ブリマーラ503号
再生債務者 葛原 将司

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月15日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第90号

埼玉県川口市朝日1丁目1番12号 クレスト川口201号
再生債務者 柳 竜次

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第183号

千葉県浦安市当代島2丁目13番5-401号
U-BIG HILLS
再生債務者 櫻本 萌黄

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第21号

長野市若里3丁目7番19号
再生債務者 川上 裕之

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第58号

岐阜県郡上市八幡町大正町13番地
再生債務者 平野 正吾

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第25号

愛知県豊田市西中山町崩ケ崎78番地46
再生債務者 海野優依乃

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月19日から令和7年12月26日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第264号

福岡県朝倉郡筑前町中牟田631番地1
再生債務者 権代 真

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第227号

札幌市白石区平和通7丁目北4番10-2号
再生債務者 高橋 賢

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

札幌地方裁判所

令和7年(再イ)第234号

札幌市東区北11条東11丁目3番20号 クライムビル302号
再生債務者 高木 豪

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第255号

札幌市北区篠路1条5丁目9番6-202号
再生債務者 板垣はつき

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第16号

北海道小樽市長橋4丁目10番32号

再生債務者 玉橋 拓巳

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第52号

神奈川県秦野市寺山339番地の5

再生債務者 吉田 勇也

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第89号

岡山市東区橋原290番地1 ビバーチェナラバラC101

再生債務者 好本 将人

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月8日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第103号

岡山市南区芳泉2丁目10番18号

再生債務者 難波 健二

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月8日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第147号

福岡市西区今宿町539番地32

再生債務者 松本 資久

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第213号

福岡県糟屋郡柏原町長者原西1丁目19番16号

再生債務者 松尾 潔人

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月13日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第269号

福岡県糸島市曾根44番地26

再生債務者 稲原 勝

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第305号 福岡県春日市一の谷3丁目21番地 レジデンス一の谷101号 再生債務者 白水 武文 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第116号 神戸市北区ひよどり台南町3丁目2番地の77 再生債務者 奥田 哲浩 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月8日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで 長野地方裁判所松本支部	3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第311号 福岡市東区菅松2丁目20番18-302号 メゾン・ド・ラヴィス 再生債務者 松本 成志 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第29号 徳島県鳴門市大麻町桧字中山田13番地74 再生債務者 三木 康寛 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月8日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第20号 熊本県上天草市大矢野町上7732番地4 再生債務者 松村 悠矢 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第411号 東京都日野市大字上田390-4-102 再生債務者 宗雪 好秀 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第59号 熊本市中央区国府3丁目10番11号 国府3丁目東社宅B12 再生債務者 佐藤 晋介 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第466号 東京都世田谷区大蔵5-20-1 コモレビ大蔵L105 再生債務者 白鳥 洋介 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第40号 長野県安曇野市豊科高家6447番地2 パインズエクセル101号室 再生債務者 牧石 紘典 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第40号 長野県安曇野市豊科高家6447番地2 パインズエクセル101号室 再生債務者 牧石 紘典 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第41号 徳島県徳島市庄町1丁目23番地の1 アイリープ庄町307号室 再生債務者 大東 詩歩 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第243号 大阪府豊中市島江町1丁目3番4-204号 再生債務者 曽川 公生 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第291号 福岡県糸島市前原中央1丁目4番6号 再生債務者 牧園 次男 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第436号 大阪府池田市石橋1丁目16番17号 再生債務者 竹内 重雄 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

令和7年(再イ)第302号

福岡県太宰府市国分5丁目12番20号

再生債務者 小林安由起

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月5日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第89号

北九州市八幡西区白岩町8番1号

再生債務者 菊田 祥弘

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第126号

東京都小金井市東町4丁目39番5号

再生債務者 佐藤 茂

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年2月2日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第27号

金沢市芳賀1丁目7番20号 パークサイト玉川601号(従前の住所)横浜市中区麦田町2-59 L U M E D 横濱山手202

再生債務者 德海 夏乃

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月19日まで

金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第51号

静岡県浜松市中央区増楽町809番地

再生債務者 金子かづさ

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第39号

三重県津市芸濃町中郷126番地6

再生債務者 牛田 将斗

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第21号

福岡県飯塚市潤野807番地21

再生債務者 永里 隆幸

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和7年(再イ)第58号

熊本市東区月出8丁目3番126号 ラ・リュ

ミエール月出202

再生債務者 丸水 貴生

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第63号

熊本市南区会富町1409番地3

再生債務者 陳内 貴士

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第16号

宮崎県都城市吉尾町1960番地1 ラ・メール
吉尾A-201号室

再生債務者 稲田 拓弥

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和5年(再イ)第257号

横浜市磯子区洋光台4丁目36番4号

再生債務者 佐々木善文

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで

令和7年11月20日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第133号

横浜市都筑区平台1番25-403号

再生債務者 中村 隆弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで

令和7年11月20日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第24号

茨城県筑西市蓮沼1186番地2

再生債務者 藤井 貞治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで

令和7年11月21日 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第123号

神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2丁目39番20号

再生債務者 影山 伸一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで

令和7年11月21日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第136号

横浜市緑区北八朔町2194番地 6棟201号

再生債務者 小柳 由香

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月1日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで

令和7年11月21日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第95号

千葉県八千代市大和田新田877番地28

再生債務者 松島 弘和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで

令和7年11月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第140号

千葉市緑区土気町339番地3 ドメイン土氣107号

再生債務者 竹内 英理

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで

令和7年11月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第348号

神奈川県厚木市飯山南4-14-18-202

再生債務者 山口 優太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで

令和7年11月20日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第69号

仙台市青葉区赤坂2丁目4番地の19

再生債務者 亀井 広尚

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月11日まで

令和7年11月20日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第130号 埼玉県志木市柏町5丁目9番36号 第3コード ボ伯楽 202号 再生債務者 井手 一仁 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月20日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 決議に対する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に対する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 横浜地方裁判所相模原支部	1 決議に対する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月18日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第34号 岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻241番地 再生債務者 石黒 友章 1 決議に対する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月20日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第13号 山形県東村山郡山辺町大字山辺2730番地4 ミーツハオス・エッケB202 再生債務者 鬼島 望 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 山形地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第10号 岐阜県可児市みずきヶ丘2丁目28番地 再生債務者 高田 竜次 1 決議に対する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年（再イ）第75号 千葉県野田市中根103番地の1 再生債務者 澤田 倫 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月19日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第36号 岐阜市日野東8丁目3番25号 再生債務者 向島 直宏 1 決議に対する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月20日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第7号 福島市渡利字鳥谷12番地の12ファミールⅢ 105 再生債務者 桐澤 翔 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 福島地方裁判所	令和7年（再イ）第15号 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣2416番地 再生債務者 高井 勇太 1 決議に対する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年（再イ）第91号 千葉県我孫子市白山1-21-1-102（住民 票上の住所）千葉県柏市東2丁目3番25- 201号 再生債務者 平良 季也 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月19日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第190号 愛知県大府市長草町石原14番地 富士スチ ルワーク寮（従前の住所）名古屋市東区泉1 丁目8番23号 プレサンス泉セントマーク 206号 再生債務者 木原 健太 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月20日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第45号 東京都小平市学園西町2丁目28番20-306号 再生債務者 成田 摩耶 1 決議に対する再生計画案 令和7年10月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第8号 福岡市博多区博多駅東2丁目9-9 ルッ シェ博多駅東805 住民票上の住所大分県中 津市大字赤迫28番地 再生債務者 砂子 智弘 1 決議に対する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 大分地方裁判所中津支部個人再生係	令和7年（再イ）第136号 大阪市中央区北久宝寺町1丁目3番15-404 号 再生債務者 丹下 寧音 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月20日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第92号 仙台市青葉区台原4丁目13番30号 口ミハウ ス105（従前の住所）仙台市泉区泉中央2丁 目20番地の6-604 再生債務者 伊津 岳大（開始決定時の氏「三 澤」）	令和7年（再イ）第48号 東京都多摩市永山4丁目2番地13-502 再生債務者 三谷 卓 1 決議に対する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第83号 千葉県松戸市栄町1丁目30番地の7 再生債務者 大谷 和暉 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月17日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第23号 山梨県山梨市小原西1111番地9 再生債務者 深沢 茂雄 1 決議に対する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月20日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第41号 相模原市中央区田名1711番地19 再生債務者 大谷 誠	令和7年（再イ）第81号 千葉県柏市塚崎1449番地82 再生債務者 前川 秀樹		

令和7年（再イ）第317号 大阪市住吉区南住吉2丁目18番2-202号 南住吉第8住宅2号館202号 再生債務者 勝本 哲生 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月20日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月20日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月20日 横浜地方裁判所横須賀支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月25日 千葉地方裁判所一宮支部再生係
令和7年（再イ）第327号 大阪府寝屋川市堀溝1丁目29番1号（202号） (営業所の住所 大阪府門真市宮前町12-12 店舗棟2F) 再生債務者 V road こと 平尾 勝利 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月20日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第11号 北海道小樽市桜2丁目10番115号 東小樽イ ノマタグランドハイツ 再生債務者 宮向 重和 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 19日まで 令和7年11月21日 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年（再イ）第62号 栃木県河内郡上三川町大字上三川329番地 ベルリュミエール107 再生債務者 越田 悠介 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第19号 栃木県那須郡那須町大字伊王野865番地 再生債務者 斎藤 秀和 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年（再イ）第328号 大阪府寝屋川市堀溝1丁目29番1号（202号） 再生債務者 KIM JUNG SOO 金 晶秀 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月20日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第190号 東京都大田区久が原3-23-9-202 再生債務者 阪本 陽子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月21日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第67号 栃木県日光市今市1430番地32 再生債務者 能登谷祐治 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第28号 富山市大町84番地 再生債務者 須田 弘美 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 富山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第398号 大阪市西区新町1丁目8番8号 401 再生債務者 桦田 智哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月20日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第14号 長野市吉田2丁目4番29-1号 再生債務者 蓮見 秀徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月19日 長野地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第94号 さいたま市北区本郷町510番地2 再生債務者 澤野 雅亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第11号 岐阜県大垣市木戸町569番地1 再生債務者 伊藤 佑樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 岐阜地方裁判所大垣支部
令和7年（再イ）第400号 大阪市平野区加美北3丁目4番6-801号 再生債務者 志田原国博	令和7年（再イ）第20号 神奈川県横須賀市野比2丁目16番9号 再生債務者 安齋 寿宣	令和7年（再イ）第7号 千葉県茂原市南吉田41-1 再生債務者 井合 和也	令和7年（再イ）第73号 静岡県島田市元島田9064番地の16 再生債務者 大石 妙子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第90号 愛知県碧南市奥沢町3丁目15番地9 再生債務者 中根 健太 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第12号 兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋232番地1 再生債務者 土田 紘彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年11月25日 神戸地方裁判所社支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 9日まで 令和7年11月18日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 神戸地方裁判所柏原支部
令和7年（再イ）第14号 沖縄県那覇市字仲井真61番地2 サンクチュ アリ-501 再生債務者 宮城 愛未 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月20日 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第211号 福岡県糟屋郡須恵町大字植木944番地1 ファミール須恵201号 再生債務者 毛利 豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月17日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第233号 福岡市西区今宿西1丁目14番25-205号 コ アロード今宿 B棟 再生債務者 火山 智洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 9日まで 令和7年11月18日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第242号 福岡市博多区博多駅南1丁目5番18-701号 メゾン・ド・サウスワン 再生債務者 古後 伸章 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月21日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年（再イ）第586号 大阪市東住吉区住道矢田9丁目10番25号 再生債務者 Y2建築設計こと 山下 善弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 19日まで 令和7年11月21日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第55号 福岡市西区石丸3丁目11番1-606号 エレ ガス青木 再生債務者 松岡 正広 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 9日まで 令和7年11月18日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第30号 熊本市東区小山1丁目6番31号 再生債務者 川崎 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月19日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第33号 三重県三重郡菰野町大字永井221番地126 再生債務者 西口 航樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 津地方裁判所四日市支部
令和7年（再イ）第185号 札幌市北区北24条西18丁目3番10号 オーガ ストV-B 再生債務者 竹野 敬子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年11月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第135号 福岡県朝倉市甘木2212番地19 再生債務者 石井 志伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 9日まで 令和7年11月18日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第37号 熊本県宇城市小川町北小野1091番地6 再生債務者 中村 雅晴 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月19日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第15号 鳥取県鳥取市面影2丁目10番27号 再生債務者 西山 真奈 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 鳥取地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第12号 福井県敦賀市野坂45号7番地の16 再生債務者 黒田 瑞貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年11月25日 福井地方裁判所敦賀支部再生係	令和7年（再イ）第191号 福岡市南区平和4丁目1番20-504号 グ リーンハイツ平和 再生債務者 横瀬 浩一 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第1号 兵庫県丹波篠山市箱谷148番地 再生債務者 田中 心 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第6号 鳥取県倉吉市関金町安歩600番地2 再生債務者 山口 貴頂 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年（再イ）第29号 岡山県倉敷市茶屋町早沖1431番地38 再生債務者 中馬 誠	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで 令和7年11月25日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年（再イ）第7号 福岡県飯塚市伊岐須845番地12 再生債務者 大塚 忠生	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで 令和7年11月25日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係
令和7年（再イ）第72号 北九州市小倉北区大手町16番37-907号 再生債務者 峯 渉	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで 令和7年11月25日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第36号 神戸市西区玉津町出合342番地の1 アルコ バレーイ 201号 再生債務者 田子 太一	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月22日まで 令和7年11月20日 神戸地方裁判所明石支部再生係
令和7年（再イ）第22号 愛媛県松山市紅葉町7番49-2号 再生債務者 木下 勝徳	

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月23日まで 令和7年（再イ）第1号 宮崎県日南市吾田東1丁目9番34号 再生債務者 平原 佳彦	佐賀県唐津市町3丁目13番22号 サンコーアパートA-3号 再生債務者 谷口 和久
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月23日まで 令和7年11月25日 宮崎地方裁判所日南支部	1 決定年月日時 令和7年11月25日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで
小規模個人再生による再生手続廃止	佐賀地方裁判所唐津支部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再イ）第31号 熊本県宇土市松原町191番地5 再生債務者 内村 修	令和7年（再口）第16号 大阪市住之江区新北島3丁目3番5-1105号 再生債務者 手柴 誠司
1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年11月19日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月20日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年12月19日まで 令和7年11月21日 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年（再イ）第28号 香川県木田郡三木町大字氷上667番地1 ファーストマンション-104 再生債務者 石井 昭	令和7年（再口）第10028号 東京都杉並区宮前2-10-42 宮前ヴィレッジB 104 再生債務者 張江 充
1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年11月25日 高松地方裁判所民事部破産・再生係 給与所得者等再生による再生手続開始	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月21日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再口）第20号 大阪市大正区鶴町3丁目18番4号 再生債務者 たち飲みいわきこと 早瀬 佳子	令和7年（再口）第4号 熊本市南区近見8丁目12番58号 エステル近見702 再生債務者 伊東 英樹
1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月20日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再口）第4号 静岡県沼津市今沢400番地の16（前住所）静岡県沼津市江原町9番12号 再生債務者 山田 玲次	令和7年（再口）第2号 静岡県浜松市中央区和合町315番地の1470 再生債務者 石川 和子
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月25日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月21日 静岡地方裁判所浜松支部再生係
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告	
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。	
令和7年（チ）第3号 兵庫県南あわじ市松帆古津路565番地33 申立人 鴻原 陸治 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 三原郡西淡町湊536番地の6 (最後の住所) 兵庫県南あわじ市阿那賀1481番地1 所有者・共有者 亡鴻原竹四郎 届出期間満了日 令和8年1月13日 令和7年11月19日 神戸地方裁判所洲本支部 (別紙) 物件目録	
1 所在 南あわじ市松帆古津路字西原 地番 565番31 地目 宅地 地積 924.12平方メートル 共有持分 2分の1 2 所在 南あわじ市松帆古津路字西原 地番 565番32 地目 宅地 地積 324.26平方メートル	

令和7年(丁)第2号

申立人 国
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 兵庫県神戸市西
区中野1丁目12番地の4、202号
共有者 北端 賢一
届出期間満了日 令和8年1月20日
令和7年11月20日

令和 7 年 (子) 第 6 号
愛媛県西予市宇和町卯之町 3 丁目434番地 1
申立人 西予市長 管家 一夫
亡大崎常正の最後の住所 愛媛県西予市城川
町魚成7026番地 1 西予市特別養護老人ホーム
寿栄苑
所有者 亡大崎常正相続財産
届出期間満了日 令和 8 年 1 月 26 日
令和 7 年 11 月 19 日

令和七年十二月三日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号
(甲) 株式会社エムビー・キッキンホール
デイングス
代表取締役 村上 竹彦
東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号
(乙) 株式会社エムビー・キッキン
代表取締役 村上 竹彦
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社ゼンドーホール
デイングスとし、効力発生日は令和八年一月九日
です。

令和七年十二月三日 東京都渋谷区恵比寿三丁目七番一七号B一
○一 sento group 合同会社
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月三日
神奈川県相模原市南区上鶴間本町九丁目三
六番四〇号
代表社員 S H K 合同会社
北村 修士
組織変更公告

(別紙) 物件目録
所在 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字奥蛇
谷
地番 4038番2
地目 田
地積 340平方メートル
(不明共有者の持分 24分の1)
令和7年(丁)第7号

松山地方裁判所宇和島支部
(別紙) 物件目録
所在 西予市城川町高野子
地番 2726番
地目 雄種地
地積 124平方メートル
令和7年(子)第4号
宮崎県都城市下水流町3241番地の1
申立人 川口 和弘

組織変更後の商号は株式会社ゼンドーホールディングスとし、効力発生日は令和八年一月九日です。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和七年十二月三日
札幌市豊平区四条九丁目七番二〇号
合同会社全道ホールディングス

令和七年十二月三日
神奈川県相模原市南区上鶴間本町九丁目三
六番四〇〇号
S HK合同会社
代表社員 北村 修士
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

申立人 門脇みどり
住所・居所 不明
(不動産登記簿上の住所) 不明
所有者 不明
届出期間満了日 令和8年1月19日

住所・居所 不明
(不動産登記録上の住所) 宮崎県北諸県郡
高城町大字有水3381番地1
所有者 遠藤 工三
届出期間満了日 令和8年1月19日

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月十三日であり、組織

今和七年十一月三日
名古屋市瑞穂区荒崎町四番五号
合同会社みのり
代表社員 高瀬 諭志
組織変更公告

令和7年11月19日
(別紙) 物件目録
1 所在 松江市上乃木六丁目
地番 2638番12
地目 煙
地積 218平方メートル
令和7年(子)第2号

令和7年11月19日 宮崎地方裁判所都城支部
(別紙) 物件目録
所在 都城市下水流町
地番 4077番
地目 山林
地積 212平方メートル

変更後の商号は株式会社汐風とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月三日
埼玉県さいたま市岩槻区大字南辻三九番地
代表社員 小豆畑 学
合同会社汐風

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月三日
京都市左京区田中上柳町九一番地S-ICO
URT一二二号室 合同会社 ウィズアス

島根県松江市殿町1番地
申立人 島根県
住所・居所 不明
(亡上原榮作の最後の住所) 島根県鹿足郡六
日市町大字澤田251番2地
(亡上原榮作の不動産登記簿上の住所) 島根
県鹿足郡朝倉村大字朝倉1606番内1地
所有者・共有者 亡上原榮作相続財産
届出期間満了日 令和8年1月9日

会社その他の公告
合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を
継して存続し乙は解散することにいたしました
この合併に対し異議のある債権者は、本公告
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとお
ります。

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社リフレーミングと
します。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月三日
東京都中央区銀座六丁目一〇番一号八階

組織変更公告
当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月三十一日であり、総会の決議は令和七年二月二日に終了しており、組織変更後の名称は橋部落会となります。
この組織変更に対し異議のある債権者は、本公

令和7年11月18日 松江地方裁判所益田支部
(別紙) 物件目録
所在 島根県鹿足郡吉賀町朝倉
地番 1052番
地目 煙
地積 36平方メートル
所有者 上原榮作田統財産

(甲)	掲載	日刊工業新聞
	掲載の日付	令和七年十二月三日
	掲載頁	四頁
(乙)	掲載	日刊工業新聞
	掲載の日付	令和七年十一月二十一日
	掲載頁	三頁

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合同会社リフレーミング
代表社員 塩井 辰男

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる
事務所に備え置いております。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年12月3日

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良七一九番地一

合資会社嘉手納プロック工業

代表社員 新城 政則

代表社員 新城 政則

効力発生日変更公告

左記会社は、令和7年12月4日予定の吸収分割の効力発生日を令和7年12月10日に変更いたしましたので公告します。

令和7年12月3日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

(甲) 株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 西山 泰央

東京都千代田区九段南四丁目二番一号アピタス市ヶ谷ビル二階C

(乙) HIBC株式会社

代表取締役 鉢嶺 登

効力発生日変更公告

左記会社は、令和7年12月4日予定の吸収分割の効力発生日を令和7年12月10日に変更いたしましたので公告します。

令和7年12月3日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

(甲) 株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 西山 泰央

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一一〇〇

(乙) 株式会社タイム・アンド・スペース

代表取締役 野内 敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和7年12月3日

愛媛県伊予郡松前町大字大間四一一番地一

有限会社松前園芸

代表取締役 大政 一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和8年1月13日を効力発生日とす

る募集株式の発行（以下「本増資」という。）によ

り資本金及び準備金の額が各一億四千九百八

十二万六千六百円ずつ増加することを停止条件と

して、本増資により増加した資本金及び準備金

の額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年12月3日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

(甲) 株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 西山 泰央

東京都千代田区九段南四丁目二番一号アピタス市ヶ谷ビル二階C

(乙) HIBC株式会社

代表取締役 鉢嶺 登

効力発生日変更公告

左記会社は、令和7年12月4日予定の吸収分割の効力発生日を令和7年12月10日に変更いたしましたので公告します。

令和7年12月3日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

(甲) 株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 西山 泰央

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一一〇〇

(乙) 株式会社タイム・アンド・スペース

代表取締役 野内 敦

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年12月24日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号

株式会社レンタックス

代表取締役 松岡めぐみ

当社は、令和7年12月24日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号

株式会社レンタックス

代表取締役 松岡めぐみ

当社は、資本金の額を三千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年12月3日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

有限会社松前園芸

代表取締役 大政 一郎

限定期承認公告

本籍神奈川県川崎市宮前区南野川二丁目四〇番地一、最後の住所神奈川県中郡大磯町七〇番地一、大磯七九五番地一

右被相続人は令和六年九月四日死亡し、その相続人は令和七年十一月十二日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーチビルズ仙石山森タワー四〇階

合資会社嘉手納プロック工業

代表社員 新城 政則

代表社員 新城 政則

効力発生日変更公告

左記会社は、令和7年12月4日予定の吸収分割の効力発生日を令和7年12月10日に変更いたしましたので公告します。

令和7年12月3日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

(甲) 株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 笹山 敬輔

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年12月22日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年12月3日

富山市三番町三番一〇号

(甲) 株式会社富山めぐみ製薬株式会社

代表取締役 笹山 敬輔

限定期承認公告

当社は、令和7年12月22日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年12月3日

富山市三番町三番一〇号

(甲) 株式会社富山めぐみ製薬株式会社

代表取締役 笹山 敬輔

限定期承認公告

当社は、令和7年12月22日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年12月3日

富山市三番町三番一〇号

(甲) 株式会社富山めぐみ製薬株式会社

代表取締役 笹山 敬輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年12月24日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号

株式会社レンタックス

代表取締役 松岡めぐみ

当社は、令和7年12月24日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号

株式会社レンタックス

代表取締役 松岡めぐみ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千七百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和7年四月十八日付官報の号外第八十八号六十七頁に掲載されています。

令和7年12月3日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーチビルズ仙石山森タワー四〇階

合資会社嘉手納プロック工業

代表社員 新城 政則

効力発生日変更公告

左記会社は、令和7年12月4日予定の吸収分割の効力発生日を令和7年12月10日に変更いたしましたので公告します。

令和7年12月3日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

(甲) 株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 笹山 敬輔

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年12月22日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年12月3日

富山市三番町三番一〇号

(甲) 株式会社富山めぐみ製薬株式会社

代表取締役 笹山 敬輔

限定期承認公告

当社は、令和7年12月22日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年12月3日

富山市三番町三番一〇号

(甲) 株式会社富山めぐみ製薬株式会社

代表取締役 笹山 敬輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年12月24日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号

株式会社レンタックス

代表取締役 松岡めぐみ

当社は、令和7年12月24日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号

株式会社レンタックス

代表取締役 松岡めぐみ

当社は、資本金の額を三千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号

株式会社レンタックス

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和7年12月3日

千葉県船橋市前原西一丁目二番一五号